

別紙

諮問第1001号

答 申

1 審査会の結論

別表2-1及び別表2-2に掲げる本件非開示決定及び本件一部開示決定について、非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が本件開示請求に係る対象保有個人情報として別表2-1及び別表2-2に掲げる本件対象保有個人情報1から28までを特定した上で、令和4年7月1日付けで行った本件非開示決定及び本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定及び本件一部開示決定において非開示とした部分は、条例16条2号又は6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年1月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年12月6日に実施機関から理由説明書を收受し、同月22日（第238回第二部会）から令和6年5月29日（第242回第二部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件審査請求に係る対象保有個人情報として、別表2-1及び別表2-2に掲げる28件の本件対象保有個人情報を特定し、本件非開示決定及び本件一部開示決定を行っており、非開示とした部分及び非開示理由は、同表に記載のとおりである。

審査会は、当該非開示とした部分について、共通する部分があることから、同表のとおり本件非開示情報ⅠからⅢまでに分類し、それぞれの非開示妥当性について審議する。

イ 本件非開示情報について

本件対象保有個人情報のうち非開示とした部分は、担当職員の見解、相談援助方針の詳細、実施機関内部での連絡調整の内容、実施機関と関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）とのやり取り、通報に関する情報及び一時保護の場所に関する情報である。

ウ 本件非開示情報ⅠからⅢまでの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報Ⅰについて

- a 本件対象保有個人情報1は、児童相談所が虐待通告を受けた児童、その世帯及び虐待者の状況について、そのリスクを客観的に把握するためのものである。

本件対象保有個人情報2は、児童相談所が実施した心理検査の結果をまとめたものである。

本件対象保有個人情報3は、児童相談所が一時保護となる児童の状況について記録するものである。

本件対象保有個人情報4は、通告者が通告内容を児童相談所に対して通知

するものである。

本件対象保有個人情報5は、平成2年3月5日付児発第133号「児童相談所運営指針」（厚生省児童家庭局長通知）にて作成が位置付けられているものである。

本件対象保有個人情報6から8まで及び10は、児童養護施設が支援の実施状況等の評価・結果についてまとめたものである。

本件対象保有個人情報9は、児童相談所長が措置した児童が円滑に家庭復帰するまでの進行管理及び中間時には状況把握を目的に中間評価を行い、最終的に家庭復帰を決定する際に最終確認のために作成し、活用するものである。

本件対象保有個人情報11から17までは、児童相談所が相談を受理した児童ごとに作成し、一貫性のある援助を実現するため、各種の調査や診断の結果、援助指針等を記録するものである。

本件対象保有個人情報18は、児童相談所が虐待通告を受けた際に記入する受付票であり、虐待通告を受けた児童やその保護者の状況、虐待の状況等について記録するものである。

本件対象保有個人情報19は、児童相談所で行われる会議の記録である。

本件対象保有個人情報20は、虐待通告を受けた際に記入する連絡票であり、虐待通告を受けた児童や保護者及びその当時の状況等について記録するものである。

本件対象保有個人情報21は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定められるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係者等との連絡調整の内容に関し、時系列で記録する公文書である。

本件対象保有個人情報22は、児童相談所が子供家庭支援センターの機能等を活用することが必要と判断し、文書で子供家庭支援センターに協力依頼す

る際に作成するものである。

本件対象保有個人情報23から25までは、児童相談所が児童の一時保護や援助方針等を決定するための帳票である。

本件対象保有個人情報26及び27は、施設内で事故が起きた場合に、施設からその事故の内容について児童相談所へ報告するものである。

本件対象保有個人情報28は、児童の入所措置の解除について、児童が入所していた施設へ知らせるものである。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、対象である児童及びその保護者等に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容、児童相談所と関係者等とのやり取り並びに一時保護の場所に関する情報が記載されていることが確認された。

上記の情報が開示されると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念して、率直な意見を述べることに消極的になるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなったり、記載内容を簡略化する事態が生じたりすることが想定される。

また、児童相談所と関係者等とのやり取りに関する情報は、秘匿を前提に行ったものであり、それらを開示することとなると、実施機関と関係者等との信頼関係が損なわれ、関係者等が児童相談所への情報提供に消極的になるなど、同種の相談援助活動における事実確認に当たり協力を得られなくなることも想定されることから、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報Ⅰについては、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、実施機関は、本件非開示情報Ⅰの一部は条例16条2号にも該当するとしているが、本件非開示情報Ⅰは同条6号に該当すると認められるので、同条2号該当性については判断するまでもない。

(イ) 本件非開示情報Ⅱについて

- a 本件非開示情報Ⅱは、本件対象保有個人情報 2、12、17、23から25までに記載された情報である。

本件対象保有個人情報 2、12、17、23から25までは、前記（ア） a に記載の本件対象保有個人情報 2 及び11から17まで及び23から25までと同様である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、心理検査の質問票や対象である児童による回答内容、対象である児童又はその保護者等に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容、児童相談所と関係者等とのやり取り並びに一時保護の場所に関する情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、当該情報を開示することにより、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念して、率直な意見を述べることに消極的になり、記載内容を簡略化するなどの事態が想定されること、また、児童相談所と関係者等とのやり取りに関する情報は、秘匿を前提に行ったものであり、仮にこれらの情報が開示された場合、審査請求人から関係者等に対し、当該開示内容を基に、苦情、批判等がなされることが懸念され、その結果、実施機関と関係者等との信頼関係が損なわれ、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当するとのことである。

この点について検討すると、本件開示請求においては、担当職員との面会日時、面会場所、児童養護施設の名称などが既に開示されていることが確認された。

そうすると、本件対象保有個人情報 2 の全てを非開示としていることや、本件対象保有個人情報12の「施設種別 施設名等」などを非開示としていることに不自然さを禁じ得ず、既に開示されている部分との比較において、実施機関の一連の説明、主張は、相当とはいえない。

したがって、本件非開示情報Ⅱのうち、別表3に掲げる部分については、条例16条6号に該当せず、開示すべきである。

（ウ）本件非開示情報Ⅲについて

- a 本件非開示情報Ⅲは、本件対象保有個人情報5に記載された情報であり、前記（ア）aに記載の本件対象保有個人情報5と同様である。
- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、児童養護施設の施設長が、対象である児童に対して計画的な自立支援を行うために策定する支援の計画内容が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、当該情報を開示することにより、実施機関と関係者等との信頼関係が損なわれ、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなることが想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当するとのことである。

自立支援計画書が、児童相談所運営指針に基づき児童養護施設が作成するものであることに照らせば、自立支援計画書を開示することにより、関係者等からの適切な情報収集が困難となることは想定し難く、本件対象保有個人情報5の全てを非開示とした実施機関の一連の説明、主張は、相当とはいえない。

したがって、本件非開示情報Ⅲのうち、別表3に掲げる部分については、条例16条6号に該当せず、開示すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件開示請求

本件開示請求	決定
〇〇児童相談所が保有する〇〇に関する全ての情報	本件非開示決定
	本件一部開示決定

別表2-1 本件非開示決定

本件対象保有個人情報		非開示とした部分	非開示理由 (条例16条)	本件非開示 情報
1	虐待進行管理 ア セスメントシート	全て	6号	I
2	心理検査関係書類	「心理ケア・行動観察 (心理学的視点) 報 告」のうち次に掲げる 部分 ・「送信日」 ・「送信時刻」 ・「ページ(枚目/総 枚数)」 ・「表題」 ・決裁欄(職員の印影 を含む) ・「担当児相名」 ・「児童名」 ・「一時保護先」の一 部及び職員の氏名 ・「回数」 ・「日時」 ・「場所」	6号	II
		その余の部分		I
3	一時保護連絡票	全て	6号	I
4	児童通告書	全て	6号	I
5	児童自立支援計画 書	〇年(平成〇年)、〇 年(平成〇年)、〇年 (平成〇年)度の各児	6号	III

		童自立支援計画書のうち次に掲げる部分 ・表題 ・決裁欄（職員の印影を含む） ・「児童氏名 生年月日」 ・「児童相談所名」 ・「担当児童福祉司」 ・收受印		
		その余の部分		I
6	児童自立支援計画（報告）	全て	6号	I
7	児童自立支援評価	全て	6号	I
8	自立支援評価	全て	6号	I
9	家庭復帰支援プログラム	全て	6号	I
10	児童支援評価	全て	6号	I

別表2-2 本件一部開示決定

本件対象保有個人情報	非開示とした部分	非開示理由 (条例16条)	本件非開示 情報	
受付番号：〇〇、受付番号：〇〇				
11	児童票（1）	【連絡先】の携帯番号、 続柄	2号	I
		【年月日】	6号	I
受付番号：〇〇、受付番号：〇〇				
12	児童票（2） （その1）	【受付年月日】【相談経 路】	6号	I
		【相談内容】の一部	2号	I
			6号	I
		【児童及び保護者等の 状況】	2号 6号	I I
【児童相談所の意見】の 一部	6号	I		

		【援助・措置】の一部 ・【受理決定日】【援助決定日】【援助内容】 ・【施設種別 施設名等】	6号	I II
受付番号：〇〇、受付番号：〇〇				
13	児童票（2） （その2）	【児童及び保護者等の状況】	2号 6号	I I
受付番号：〇〇				
14	児童票（4）	【指針選択の理由】	6号	I
		【短期的課題と援助方法】の一部	6号	I
		【中長期的課題と援助方法】の一部	6号	I
受付番号：〇〇				
15	児童票（4）	【指針選択の理由】	6号	I
受付番号：〇〇				
16	児童票（5）	【所見要旨】、【所見詳細】の一部、【開始年月日】【終了年月日】	6号	I
受付番号：〇〇				
17	児童票（7）	・【一時保護歴】の一部 ・【一時保護理由】【身柄通告】【保護所援助方針】【所見要旨】【所見詳細】	6号	II I
18	児童虐待通告・相談受付票 (HO. O. O付) (HO. O. O付)	【虐待の状況】【通告者・相談者】	6号	I
		【保護者の家族状況等】の一部	2号	I
19	会議録	様式の一部	6号	I
		電話番号	2号	I
20	児童虐待相談連絡票 (〇〇児相行き)	【虐待者の状況等】欄の一部、【虐待の状況】欄の一部、【通告者】欄の	6号	I

		一部		
2 1	指導経過記録票	【相談主訴】	6号	I
		【要旨】の一部	2号	I
			6号	I
	【詳細】の一部	6号	I	
2 2	協力依頼書 (HO. O. O付)	【携帯番号】	2号	I
		【概要】の一部	6号	I
受付番号：〇〇、受付番号：〇〇				
2 3	児童援助決定書 (1)	・【受理年月日】【相談内容】【対応】	6号	I
		・【援助経過】【援助要旨】の一部		II
		・【援助方針】【起案年月日】		I
受付番号：〇〇				
2 4	児童援助決定書 (2)	・【援助経過】の一部、 【援助要旨】の一部 ・【援助方針】【起案年月日】	6号	II I
2 5	援助決定書	・【決定年月日】【起案年月日】【保護】【経過】 【援助方針】【会議日】 ・【実施日】	6号	I II
2 6	事故報告について	【発生に至る経過】【原因】 【発生時の職員の対応】 【発生時の児童の状況】 【今後の処遇方針】 【再発防止への取り組み】 【保護者等への連絡】 【その他】	6号	I
2 7	事故報告について (No 2)	【発生日時及び施設が知った日時】の一部、 【原因】 【発生時の職員の対応】 【報告時点での児童の状況】 【今後の処遇方	6号	I

		針】【再発防止への取り組み】【保護者等への連絡】【その他】		
28	児童福祉措置の解除通知	【理由及び意見】の一部	6号	I

別表3 本件非開示情報のうち開示すべき部分

本件対象保有個人情報		開示すべき部分	本件非開示情報
2	心理検査関係書類	「心理ケア・行動観察（心理学的視点）報告」のうち次に掲げる部分 <ul style="list-style-type: none"> ・「送信日」 ・「送信時刻」 ・「ページ（枚目／総枚数）」 ・「表題」 ・決裁欄（職員の印影を含む） ・「担当児相名」 ・「児童名」 ・「一時保護先」の一部及び職員の氏名 ・「回数」 ・「日時」 ・「場所」 	II
5	児童自立支援計画書	○年（平成○年）、○年（平成○年）、○年（平成○年）度の各児童自立支援計画書のうち次に掲げる部分 <ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・決裁欄（職員の印影を含む） ・「児童氏名 生年月日」 ・「児童相談所名」 ・「担当児童福祉司」 ・收受印 	III
12	児童票（2） （その1）	受付番号：○○の【援助・措置】のうち「施設種別 施設名等」	II

17	児童票（7）	【一時保護歴】の「退所先」及び平成〇年〇月〇日の「一時保護所」	Ⅱ
23	児童援助決定書（1）	受付番号：〇〇のうち次に掲げる部分 ・〇〇児相第〇号の「援助経過」及び「援助要旨」 ・〇〇児相第〇号の「援助経過」及び「援助要旨」の「援助年月日」及び「内容」	Ⅱ
24	児童援助決定書（2）	・〇〇児相第〇号の「援助経過」及び「援助要旨」の「援助年月日」及び「内容」 ・〇〇児相第〇号の「援助要旨」 ・〇〇児相第〇号の「援助要旨」	Ⅱ
25	援助決定書	【実施日】	Ⅱ